

社会福祉法人 敬心福祉会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬心福祉会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(理事の報酬等の支給)

第2条 理事に対しては、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事については、報酬・賞与及び退職手当を支給することができる。
- (2) 理事のうち、社外理事については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 理事のうち、当法人の職員を兼務している場合は、職員賃金規程等に基づき、報酬・賞与及び退職金を支給する。
- 3 職員を兼務していない理事に対する退職手当は、理事として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給することがある。死亡により退任した者については、その遺族に支払うことがある。

(理事の報酬等の算定方法)

第3条 理事に対する報酬等の額は、当法人の職員を兼務している理事を除き、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員賃金規程第14条(別表3-9)の規定に準ずる額
- (4) 理事が職務のため出張をしたときは、職員賃金規程第23条(別表5)に準じて支給する。

(監事及び評議員の報酬等の支給)

第4条 監事及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 監事及び評議員が職務のため出張をしたときは、賃金規程第23条(別表5)に準じて支給することがある。

(役員等の報酬等の支給時期)

第5条 理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員賃金規程に準じ、その前日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1ヶ月以内に支給する。
- 2 監事及び評議員に対する報酬は、当該会議及び職務に出席した都度、支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額、及び本人から申し出のあったときには、控除して支給する。

(理事の報酬等の計算)

第6条 理事に就任した日から報酬を支給し、退任の場合には、その退任前日までの報酬を支給する。

(その他)

第7条 社外理事を除く理事について、次の各号は、職員就業規則等を準用する。

- (1) 勤務時間
- (2) 休暇
- (3) 災害補償(慶弔見舞金)
- (4) 福利厚生

(公表)

第8条 当法人は、この役員等報酬規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この役員等報酬規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この役員等報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年6月13日より施行する。
(平成30年1月18日 第4回理事会にて決議)
(平成30年6月13日 定時評議員会にて承認)

別表 1 (理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	(上限)月額 500,000 円
常務理事	(上限)月額 600,000 円
理事	0 円
社外理事	(上限)月額 50,000 円

※当法人の理事(平成 29 年度 6 月就任)は、理事長・常務理事および社外理事を除き、全員が職員兼務(施設長・本部事務局長)にて、賃金規程等に基づく職員給与ならびに賞与を支給しており、役員報酬は支給していない。

別表 2 (理事の退職金算定式)

$$\text{退職金算定式} = \text{最終報酬月額} \times \text{在任年数}$$

※本算定式は、職員を兼務する理事(就業規則に基づき支給)及び社外理事は除く。理事の退職金は本算定式での数値を上限とする。なお、貢献度加算金の支給は、上記の算定式に加算を検討できることとし、都度、理事会で決議後に評議員会で承認を受け支給することができる。

別表 3 (監事及び評議員の報酬)

区 分	報 酬	交通費
理事会・評議員会等	10,000 円	3,000 円
その他の会議や行事等	10,000 円	3,000 円
監事監査等	20,000 円	3,000 円

※当法人の定款第 8 条「評議員に対して、各年度の総額が 600,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」